

福井市景観条例施行規則第14条第6号関係図書

景観計画区域内における広告物の景観形成基準のチェックリスト

(福井都心地区特定景観計画区域(養浩館庭園周辺ゾーン)用)

屋外広告物許可申請

チェック

配慮すべき基本的基準	1 周囲の景観への影響について十分に検討し、規模やデザイン(形態、色彩、素材をいう。)等に工夫をする。
	2 建築物を利用する場合は、そのものに対して不調和とならないよう工夫する。
	3 表示の方法や内容等により、人々に不快感を与えることのないよう工夫する。
	景観形成の方針
	方針1 養浩館庭園の環境保全と庭園内からの良好な眺望景観の保全
	方針2 養浩館庭園周辺を楽しみながら歩ける散策空間の形成
	方針3 まちの宝・誇りである養浩館庭園との調和を意識し、快適に住み続けられる質の高いまちなみの形成
	<基本的基準に基づいて、景観に配慮した点・デザイン等に工夫した点などを具体的・詳細に記述>

(「◎」は必ず守るべき基準、「・」は努力することが必要または推奨する基準)

項目	適合のチェック	景観形成基準
表示等の制限	<input type="checkbox"/>	◎養浩館庭園及び郷土歴史博物館の周囲の通りに面する場所では、自家用広告物以外は表示又は掲出をしない。ただし、建築物と同一敷地内に設置される案内広告物については、この限りではない。
	<input type="checkbox"/>	◎養浩館庭園内からの眺望を保全するため、広告物の高さは低く抑える。 養浩館庭園内から容易に望見できる位置にある建築物を利用する場合は、養浩館庭園内から見える位置には表示又は掲出をしない。
位置、規模、形態及び高さ	<input type="checkbox"/>	◎信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知及び視野を妨げない位置とする。
	<input type="checkbox"/>	○周囲の景観に悪影響を与えないような位置、規模、形態及び高さとするよう努める。
	<input type="checkbox"/>	○広告物の数や大きさは、できる限り最小限に留めるよう努める。
色彩	<input type="checkbox"/>	・特に養浩館庭園及び郷土歴史博物館の周囲の通りに面する広告物は、歴史性を踏まえて和風の雰囲気を感じられる形態とすることが望ましい。
	<input type="checkbox"/>	◎信号機や道路標識、公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知を妨げない色とする。
	<input type="checkbox"/>	○マンセル値による彩度 10 以上の色を使用しないよう努める。養浩館庭園及び郷土歴史博物館の周囲の通りに面する場所では、彩度 4 を超える色を使用しないよう努める。ただし、当該表示面積の 1/10 未満の範囲内で使用するアクセント色については、この限りではない。 ○上記によらない場合は、屋外広告物の 1 面につき、当該表示面積の 30%以上は白色又は素材色とするよう努める。
	<input type="checkbox"/>	・蛍光塗料や反射塗料等は、使用しないことが望ましい。

(「◎」は必ず守るべき基準、「・」は努力することが必要または推奨する基準)

項目	適合のチェック	景観形成基準
素材、材料	<input type="checkbox"/>	◎汚れにくく、耐久性のある素材を使用する。
	<input type="checkbox"/>	・特に養浩館庭園及び郷土歴史博物館の周囲の通りに面する広告物は、歴史性を踏まえて和風の雰囲気を感じられるような素材・材料を使用することが望ましい。
照明広告	<input type="checkbox"/>	○光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、周囲の景観に悪影響を与えないよう努める。
	<input type="checkbox"/>	○内照式の広告物は、極端に大規模なものとしないう努める。
	<input type="checkbox"/>	○点滅又は回転する付帯ランプは使用しないよう努める。
	<input type="checkbox"/>	◎特に養浩館庭園及び郷土歴史博物館の周囲の通りに面する場所では、点滅又は回転するランプ類や電飾ネオン広告類は使用しない。ただし、注意喚起を促す広告物については、この限りではない。
屋上利用広告	<input type="checkbox"/>	◎骨組み、支柱等は、道路等の公共空間から目立たないようにする。
	<input type="checkbox"/>	◎1の建築物について1件とし、屋上の水平投影面をはみ出さないようにする。
	<input type="checkbox"/>	○塔型や極端に大規模な広告物は避け、周囲の景観に悪影響を与えたり、歩行者に対して圧迫感や不安定感を与えたりしないよう努める。
	<input type="checkbox"/>	○表示面積は、建築物の見付面積の1/5以下とするよう努める。
	<input type="checkbox"/>	・文字等(社章、シンボルマーク及びイメージ図等を含む。)を表示した面積は、建築物の見付面積の1/10以下とすることが望ましい。
壁面利用広告	<input type="checkbox"/>	◎壁面の文字は、事業所名、社章及びシンボルマークのみとする。
	<input type="checkbox"/>	◎壁面からはみ出さないようにする。
	<input type="checkbox"/>	○表示面積(既存のものを含む。)は、建築物の見付面積の1/5以下とするよう努める。特に養浩館庭園及び郷土歴史博物館の周囲の通りに面する建築物を利用する場合は、見付面積の1/10以下とするよう努める。
	<input type="checkbox"/>	○3階以上の窓面には、表示しないよう努める。
	<input type="checkbox"/>	○窓面広告の表示面積(既存のものを含む。)の合計は、表示する窓の面積に対して1/3以下とするよう努める。
突出広告	<input type="checkbox"/>	○多数の事業所が一の建築物内にある場合は、1壁面に1列にまとめて設置するか、建築物と調和した規模、デザインとするよう努める。
	<input type="checkbox"/>	○特に養浩館庭園及び郷土歴史博物館の周囲の通りに面する建築物を利用する場合は、できる限り小規模なものとするよう努める。
地上広告	<input type="checkbox"/>	◎自家用広告物は、多数の事業所が一の建築物内にある場合でも、まとめて2個以内の設置とする。
	<input type="checkbox"/>	○容易に移動させることが可能な広告物又は立看板は、建築物と同一敷地内の設置とし、1個の大きさは、高さ1.8m以下、幅0.9m以下とするよう努める。
	<input type="checkbox"/>	○空き地又は平面駐車場においては、2個以内とし、高さ4m以下とするよう努める。
その他の広告物	<input type="checkbox"/>	◎貼紙、ポスター等は、壁面へ直貼をしない。
	<input type="checkbox"/>	・消火栓の位置を表示する標識には、広告物を設けないことが望ましい。
	<input type="checkbox"/>	◎のぼり旗※は設置しない。ただし、一ののぼり旗と他ののぼり旗との距離は、これらののぼり旗のうちいずれか高いほうの高さに相当する距離の2倍以上とし、周辺環境に配慮したデザイン(形態、色彩、素材をいう。)とした上で、適切な時期・時間のみ設置するものについては、この限りでない。

※ のぼり旗：容易に移動させることができる状態で立てられ、または容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)およびこれに類するもの。